

兵庫県公報

平成22年6月24日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
選挙管理委員会告示	
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	1
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び同職務代理者の選任	1
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長の職務を行う場所	2
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の職務を行う場所	2
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所	2
○ 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所	2
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	2
○ 名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 選挙公報（比例代表）掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○ 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○ 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	3
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	3
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	5
参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	5
参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	5

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第56号

平成22年7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成22年6月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

- 1 選挙長
姫路市夢前町又坂434番地
村上寿浩
- 2 選挙長の職務を代理すべき者
加古郡稲美町加古421番地
西川嘉彦



兵庫県選挙管理委員会告示第57号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成22年6月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

- 1 選挙分会長
姫路市夢前町又坂434番地
村 上 寿 浩
- 2 選挙分会長の職務を代理すべき者
加古郡稲美町加古421番地
西 川 嘉 彦



兵庫県選挙管理委員会告示第58号

平成22年7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 平成22年 6月24日 兵庫県庁第2号館11階 B会議室
- 2 平成22年 6月25日以降 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第59号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 平成22年 6月24日 兵庫県庁第2号館11階 B会議室
- 2 平成22年 6月25日以降 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第60号

平成22年7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成22年 7月13日午後 1時45分
- 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第61号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成22年 7月13日午後 2時30分
- 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

平成22年7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成22年 6月24日午後 6時
- 2 場 所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第63号

平成22年 7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成22年 6月24日午後 7時
- 2 場 所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第64号

平成22年 7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成22年 6月26日午後 6時
- 2 場 所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室



兵庫県選挙管理委員会告示第65号

平成22年 7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は59,250,000円である。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩



兵庫県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	91,161
選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	826,337



兵庫県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を

有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成22年6月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	55,488
神戸市灘区	34,932
神戸市中央区	32,497
神戸市兵庫区	30,571
神戸市北区	61,569
神戸市長田区	27,730
神戸市須磨区	46,104
神戸市垂水区	61,202
神戸市西区	65,842
姫路市	134,034
尼崎市	127,650
明石市	79,354
西宮市	126,463
洲本市	13,526
芦屋市	25,853
伊丹市	52,745
相生市	8,817
豊岡市	24,069
加古川市	71,749
龍野市	10,963
赤穂市及び赤穂郡	18,666
西脇市	9,844
宝塚市	61,679
三木市	22,585
高砂市	25,683
川西市及び川辺郡	52,352
小野市	13,222
三田市	29,794
加西市	13,028
篠山市	12,231
養父市	7,599
丹波市	18,886
南あわじ市	14,344
朝来市	9,297
淡路市	13,685
宍粟市	11,770
加東市	10,666
多可郡	8,507
加古郡	17,754
飾磨郡	7,357
神崎郡	12,525
揖保郡	19,955

佐 用 郡	5,609
美 方 郡	10,457



兵庫県選挙管理委員会告示第68号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 6月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表神戸市の項中

「

国立神戸視力障害センター	同 市西区曙町1070
--------------	-------------

」

を

「

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター	同 市西区曙町1070
---------------------------------------	-------------

」

に改める。

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

平成22年7月11日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成22年 6月24日

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙

選挙長 村 上 寿 浩

1 日 時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成22年 7月 8日 午後 6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成22年 7月 8日 午後 6時10分

2 場 所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示第1号

平成22年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定め

る。

平成22年 6月24日

参議院比例代表選出議員選挙

兵庫県選挙分会長 村 上 寿 浩

- 1 日 時 平成22年 7月 8日 午後 6時20分
- 2 場 所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室